

置き配ボックス設置事業補助金

再配達で排出される温室効果ガスの削減による環境への配慮と運送事業者の負担軽減のため、留守中でも配達物を受け取る事が出来る置き配ボックス等の購入設置について補助金を交付します。



対象者

智頭町内に住民登録がある個人(1世帯につき1個)

対象となる置き配ボックス

- (1) 縦、横及び高さの3辺の合計が100cmの物品を収納可能な物
- (2) 屋外に設置でき、盗難防止の器具で固定されたもの
- (3) 置き配(宅配)ボックス等の名称が明記されている商品であって、単に屋外で物品を保管する箱でないもの
- (4) 令和7年6月1日～令和8年2月28日の間に購入されたもの

補助額

購入設置費用(送料除く)の1/2 ※上限1万円

予算額

20万円

※先着順に受付し、予算額に達した時点で受付終了

申請書類のダウンロードなど詳細につきましては町ホームページを確認ください。

問合せ先

役場税務住民課

☎75-4114

戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります！

令和7年5月26日に法改正され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。これに伴い、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。

通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍記載されます。また、届出をしなくても、罰則はありません。

振り仮名が誤っている場合は、届出をしてください。マイナポータルでオンライン届出もできます。

詳しくは、法務省ホームページを確認ください。

法務省ホームページアドレス

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

令和7年5月26日から🐾
戸籍にフリガナが記載されます

フリガナの通知を必ず確認しよう！

本籍地の市区町村長から氏名のフリガナの通知が送られてくるよ！
フリガナが誤っていたら令和8年5月25日までに届出をしてね！

戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」

フリガナが正しい場合には届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから大丈夫！

制度の詳細はこちら
戸籍 フリガナ 🔍

法務省民事局

問合せ先

役場税務住民課

☎75-4118